

1/8 公募説明会における質問と回答

●助成の対象事業について

Q：外国人の支援も本事業の対象になるのでしょうか。

A：対象になります。本助成金は、被差別・社会的マイノリティに対する人権課題に取り組む事業が対象です。

Q：現在、休眠預金等活用法に基づく新型コロナウイルス対応緊急支援枠で助成を受けています。この事業とは異なる事業を申請予定ですが本事業の対象になりますか。

A：新型コロナウイルス対応緊急支援枠の助成事業と異なる事業であれば申請可能です。
(参照：公募要領 9 ページ④)

●助成額について

Q：下限150万円が設定されていますが、下限額未満でも申請ができますか。

A：本事業は社会課題の解決と組織基盤強化を目的としています。そのために必要な助成額として下限額を設定しているという、本事業の趣旨をご理解ください。

●経費について

Q：直接事業費の費目にある委託費について、事業そのものを第三者に委託することは認められますか。

A：本事業でいう委託とは、事業の一部（例：評価支援や研修運営等の専門的事項）を委託する場合を想定しています。事業の大部分を第三者に委託することは想定していません。
(参照：「募集要項」 3. 助成対象団体（公募要件）②自ら主催実施しない事業)

募集要項：[PDF](#)